

# 熊本県公報

第 1 1 6 8 3 号  
平成 20 年 4 月 18 日 (金)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○平成 20 年度 2 等陸・海・空士自衛官採用試験の受付期間等……………	(市町村総室) 1
○指定障害者福祉サービス事業者に係る指定事項の変更の届出……………	(障害者支援総室) 2
○指定居宅サービス事業所の指定……………	(高齢者支援総室) 4
○指定介護予防サービス事業所の指定……………	( " ) 4
○道路の区域変更……………	(道路保全課) 5
<b>公 告</b>	
○大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村及び住民等からの 意見……………	(商工政策課) 5
○大規模小売店舗立地法に基づく届出……………	( " ) 5
○ "……………	( " ) 6
○基本測量の実施……………	(監理課) 7
○ "……………	( " ) 7
○平成 20 年度熊本県庁舎等清掃業務委託の入札結果……………	(管財課) 7
○土地改良区役員の退任……………	(農村計画・技術管理課) 7
<b>登 載 依 頼</b>	
○政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表……………	(選挙管理委員会) 8
○ "……………	( " ) 8
○ "……………	( " ) 10
○ "……………	( " ) 10
○ "……………	( " ) 11
○ "……………	( " ) 11
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………	(人事委員会) 11
<b>正 誤</b>	
○平成 20 年 4 月 7 日熊本県公告第 244 号(農地保有合理化事業規程の変 更承認)中……………	(農業経営課) 12

## 告 示

### 熊本県告示第 387 号

平成 20 年度 2 等陸士、2 等海士及び 2 等空士として採用する自衛官の受付期間及び応募資格が定められ、試験期日、試験場並びに連絡先の位置及び名称を次のとおり定めたので、自衛隊法施行令(昭和 29 年政令第 179 号)第 114 条、第 117 条第 1 項及び第 118 条の規定に基づき告示する。

平成 20 年 4 月 18 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 受付期間
  - (1) 男子  
年間を通じ実施する。ただし、平成 21 年 3 月高等学校卒業予定者及び中等教育学校卒業予定者の受付は、文部科学・厚生労働両省から示された期日以降に実施する。
  - (2) 女子  
平成 20 年 8 月 1 日(金)から同年 9 月 10 日(水)まで(締切日必着)。ただし、平成 21 年 3 月高等学校卒業予定者及び中等教育学校の後期課程修了予定者の受付は、文部科学・厚生労働両省から示された期日以降に実施する。
- 2 応募資格
  - (1) 男子  
日本国籍を有し、採用予定月の 1 日現在、18 歳以上 27 歳未満の男子
  - (2) 女子  
日本国籍を有し、採用予定月の 1 日現在、18 歳以上 27 歳未満の女子
- 3 試験期日
  - (1) 男子  
受付時に指定する。ただし、平成 21 年 3 月高等学校卒業予定者及び中等教育学校卒業予定者のための試験は、原則として、平成 20 年 9 月 16 日(火)以降に実施す

- る。  
 (2) 女子  
 平成 20 年 9 月 28 日 (日) 及び 29 日 (月)
- 4 試験場  
 受付時又は受験票交付時に指定する。
- 5 連絡先の位置及び名称

位 置	名 称	電話番号
〒 862-0971 熊本市大江四丁目 2 番 21 号	自衛隊熊本地方協力本部	096-366-1271
〒 862-0971 熊本市大江四丁目 2 番 21 号	熊本分駐所	096-366-1274
〒 862-0954 熊本市神水一丁目 3 番 7 号	熊本募集案内所	096-384-6330
〒 869-0407 宇土市松原町 25 番地 7	宇城募集案内所	0964-23-2047
〒 865-0064 玉名市中 1908 番地 2	玉名地域事務所	0968-72-4211
〒 861-0501 山鹿市山鹿 417 番地	山鹿地域事務所	0968-43-7457
〒 861-1306 菊池市大琳寺 239 番地	菊池分駐所	0968-24-2772
〒 866-0883 八代市松江町 526 番地 3	八代出張所	0965-33-7001
〒 867-0042 水俣市大園町一丁目 11 番 5 号	水俣地域事務所	0966-63-5863
〒 868-0008 人吉市中青井町 320 番地 13	人吉地域事務所	0966-22-4704
〒 863-0034 天草市浄南町 1 番地 13 号	天草駐在員事務所	0969-22-3349
〒 869-2612 阿蘇市一の宮町宮地 4546 番地 3	阿蘇地域事務所	0967-22-4575

熊本県告示第 388 号

障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 46 条の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があった。  
 平成 20 年 4 月 18 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
社会福祉法人グリーンコープ 社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンターなないろ 居宅介護及び重度訪問介護	事業者及び事業所の名称	社会福祉法人煌 社会福祉法人煌 介護支援センター・なないろ	社会福祉法人グリーンコープ 社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンターなないろ	平成 20 年 3 月 3 日
社会福祉法人グリーンコープ 社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンター虹	事業者及び事業所の名称	社会福祉法人煌 社会福祉法人煌 介護支援センター・虹	社会福祉法人グリーンコープ 社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンター虹	平成 20 年 3 月 3 日

居宅介護及び重度訪問介護				
社会福祉法人グリーンコープ 社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンター Sun あい 居宅介護及び重度訪問介護	事業者及び事業所の名称	社会福祉法人煌 社会福祉法人煌 介護支援センター・ Sun あい	社会福祉法人グリーンコープ 社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンター Sun あい	平成20年 3月3日
社会福祉法人グリーンコープ 社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンター結 居宅介護及び重度訪問介護	事業者及び事業所の名称	社会福祉法人煌 社会福祉法人煌 介護支援センター・ 結	社会福祉法人グリーンコープ 社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンター結	平成20年 3月3日
社会福祉法人グリーンコープ 社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンターふたば 居宅介護及び重度訪問介護	事業者及び事業所の名称	社会福祉法人煌 社会福祉法人煌 介護支援センター・ ふたば	社会福祉法人グリーンコープ 社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンターふたば	平成20年 3月3日
社会福祉法人グリーンコープ 社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンター夢 居宅介護及び重度訪問介護	事業者及び事業所の名称	社会福祉法人煌 社会福祉法人煌 介護支援センター・ 夢	社会福祉法人グリーンコープ 社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンター夢	平成20年 3月3日
社会福祉法人グリーンコープ 社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンターそよ風 居宅介護及び重度訪問介護	事業者及び事業所の名称	社会福祉法人煌 社会福祉法人煌 介護支援センター・ そよ風	社会福祉法人グリーンコープ 社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンターそよ風	平成20年 3月3日
社会福祉法人グリーンコープ 社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンターおおきな木 浜松 居宅介護及び重度訪問介護	事業者及び事業所の名称	社会福祉法人煌 社会福祉法人煌 介護支援センター・ おおきな木 浜松	社会福祉法人グリーンコープ 社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンターおおきな木 浜松	平成20年 3月3日
社会福祉法人グリーンコープ 社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンターおおきな木 居宅介護及び重度訪問介護	事業者及び事業所の名称	社会福祉法人煌 社会福祉法人煌 介護支援センター・ おおきな木	社会福祉法人グリーンコープ 社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンターおおきな木	平成20年 3月3日

居宅介護及び重度訪問介護				
社会福祉法人グリーンコープ 社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンター笑 居宅介護及び重度訪問介護	事業者及び事業所の名称	社会福祉法人煌 社会福祉法人煌 介護支援センター・笑	社会福祉法人グリーンコープ 社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンター笑	平成 20 年 3 月 3 日
社会福祉法人グリーンコープ 社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンター笑 ほたる 居宅介護及び重度訪問介護	事業者及び事業所の名称	社会福祉法人煌 社会福祉法人煌 介護支援センター・笑 ほたる	社会福祉法人グリーンコープ 社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンター笑 ほたる	平成 20 年 3 月 3 日
社会福祉法人グリーンコープ 社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンターさくらんぼ 居宅介護及び重度訪問介護	事業者及び事業所の名称	社会福祉法人煌 社会福祉法人煌 介護支援センター・さくらんぼ	社会福祉法人グリーンコープ 社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンターさくらんぼ	平成 20 年 3 月 3 日
社会福祉法人グリーンコープ 社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンターイルカ 居宅介護及び重度訪問介護	事業者及び事業所の名称	社会福祉法人煌 社会福祉法人煌 介護支援センター・イルカ	社会福祉法人グリーンコープ 社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンターイルカ	平成 20 年 3 月 3 日

**熊本県告示第 389 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 4 月 18 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**【通所介護】**

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス菊陽なごみ 菊池郡菊陽町原水 383 番地	NPO 法人はなみずきの会	平成 20 年 4 月 8 日

**熊本県告示第 390 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 4 月 18 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**【介護予防通所介護】**

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス菊陽なごみ 菊池郡菊陽町原水 383 番地	NPO 法人はなみずきの会	平成 20 年 4 月 8 日

**熊本県告示第 391 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 20 年 4 月 18 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 4 月 18 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	324 号	天草市本渡町広瀬字長尾 1917 番 10 地先から 同所 1917 番 20 地先まで	前	30.0 ～ 41.0	49.0	廃道
			後	22.6 ～ 35.0		

2 区域を変更する期日 平成 20 年 4 月 18 日

**公 告**

**熊本県公告第 283 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき平成 19 年 11 月 9 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 20 年 4 月 18 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）デオデオくまなん店  
熊本市平成三丁目 216 番地ほか
- 2 市町村意見の概要  
意見なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課  
平成 20 年 4 月 18 日から平成 20 年 5 月 18 日まで

**熊本県公告第 284 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 20 年 4 月 18 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）人吉ショッピングセンター  
人吉市宝来町字下町 1293 番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
  - (1) 設置する者  
株式会社オフィスパークレー 代表取締役 林義博  
熊本市尾ノ上一丁目 6 番 13 号
  - (2) 小売業を行う者  
株式会社マルシヨク 代表取締役 菊池俊勝  
大分県大分市東春日町 13 番 11 号  
株式会社大創産業 代表取締役社長 矢野博文  
広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号  
株式会社マックハウス 代表取締役社長 栗原勝利  
東京都杉並区海里一丁目 7 番 7 号  
株式会社ヨネザワ 代表取締役 米澤房朝

- 熊本市水前寺六丁目 1 番 38 号  
その他未定
- 3 大規模小売店舗を新設する日  
平成 20 年 11 月 29 日
  - 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
4,774 平方メートル
  - 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
    - (1) 駐車場の収容台数  
251 台
    - (2) 駐輪場の収容台数  
136 台
    - (3) 自動二輪車駐車場の収容台数  
10 台
    - (4) 荷さばき施設の面積  
184 平方メートル
    - (5) 廃棄物等の保管施設の容量  
37 立方メートル
  - 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
    - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
24 時間営業
    - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
24 時間
    - (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
4 か所
    - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前 6 時から午後 10 時まで
  - 7 届出年月日  
平成 20 年 3 月 28 日
  - 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課及び球磨地域振興局総務振興課  
平成 20 年 4 月 18 日から平成 20 年 8 月 18 日まで

#### 熊本県公告第 285 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 20 年 4 月 18 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ロッキー佐伊津店  
天草市佐伊津町字野屋敷 760-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
  - (1) 設置する者  
株式会社ロッキー 代表取締役 竹下光伸  
鹿本郡植木町大字植木 133 番の 1
  - (2) 小売業を行う者  
株式会社ロッキー 代表取締役 竹下光伸  
鹿本郡植木町大字植木 133 番の 1
- 3 大規模小売店舗を新設する日  
平成 20 年 12 月 3 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,970 平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
139 台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
15 台
  - (3) 自動二輪車駐車場の収容台数  
3 台
  - (4) 荷さばき施設の面積  
40 平方メートル
  - (5) 廃棄物等の保管施設の容量  
19 立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前 9 時 閉店時刻 午後 9 時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
1 か所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前 8 時から午後 6 時まで
- 7 届出年月日  
平成 20 年 4 月 2 日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課及び天草地域振興局総務振興課  
平成 20 年 4 月 18 日から平成 20 年 8 月 18 日まで

**熊本県公告第 286 号**

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公告する。  
平成 20 年 4 月 18 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量（基準点測量）	平成 20 年 5 月 15 日から 平成 21 年 1 月 30 日まで	八代市、水俣市、菊池市、阿蘇市、阿蘇郡南小国町、阿蘇郡小国町、阿蘇郡高森町、阿蘇郡西原村、上益城郡益城町、葦北郡芦北町、球磨郡多良木町

**熊本県公告第 287 号**

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公告する。  
平成 20 年 4 月 18 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量（1:25,000 地形図修正測量）	平成 20 年 4 月 7 日から 平成 21 年 3 月 27 日まで	熊本県内全域

**熊本県公告第 288 号**

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成 20 年 4 月 18 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 特定役務の名称  
委託番号 管委第 1 号  
委託名 平成 20 年度熊本県庁舎等清掃業務委託
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県総務部管財課管理班  
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話番号 096-333-2090
- 契約の相手方を決定した日  
平成 20 年 3 月 4 日
- 契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社 熊本県弘済会  
熊本市榎町 16 番 7 号
- 契約に係る金額  
41,685,000 円（うち消費税及び地方消費税の額 1,985,000 円）
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 入札公告を行った日  
平成 20 年 1 月 11 日

**熊本県公告第 289 号**

球磨郡山江村に事務所を置く川辺川総合土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により公告する。

平成 20 年 4 月 18 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役 職 名	氏 名	住 所
理 事	高田 義弘	球磨郡相良村大字四浦西 1915 番地

登 載 依 頼

熊本県選挙管理委員会告示第 57 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項による政治団体の設立の届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成 20 年 4 月 18 日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 岩 尾 映 二

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	備 考
菱甲利平後援会	山藤 俊雄	岩本 道男	球磨郡あきぎり町須恵 6 7 4	その他の政治団体
内野こうき栄水後援会	津口 昌一	高舉 泰藤	玉名郡和水町長小田 3 2 6 番地 2	その他の政治団体
大平健一後援会	大平 健一	大平 浩司	上益城郡益城町島田 9 6 0 - 1	その他の政治団体
坂田肇義後援会	坂田 肇義	金子 利光	下益城郡美里町大字坂貫 2 3	その他の政治団体
自由民主党熊本県保育支部	塚本 美津代	本村 憲裕	峯北部宮北町吉尾 1 9 7	政 党
清流川辺川の会	茂吉 隆典	倉田 茂一	球磨郡相良村大字柳瀬 1 0 3 4 - 2 1	その他の政治団体
早田順一を支える会	野中 昭三郎	古田 清孝	山鹿市宗方通 1 0 5	その他の政治団体
福島肇之後援会	福島 肇之	福崎 信義	上益城郡益城町福富 7 5 2 番地	その他の政治団体
ますなが信一郎後援会	増永 信一郎	田上 忍	上益城郡御船町大字辺田見 3 8 6 - 1	その他の政治団体
やっぴ熊本県民の会	谷川 忠光	徳永 静子	熊本市排水 1 - 6 - 1	その他の政治団体

熊本県選挙管理委員会告示第 58 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成 20 年 4 月 18 日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 岩 尾 映 二



政治団体の名称	異動事項	新 旧
天童章一郎後援会	事務所の所在地	球磨郡あさぎり町上南2893
小川たかとし後援会	代表者	球磨郡あさぎり町上北今井上久保214-1 長島 昌之
片山あつし後援会	代表者	牧園 真幸
片山あつし後援会	会計責任者	片山 辰己 山本 正人
鎌倉孝幸後援会	事務所の所在地	熊本市坪井6丁目21番20号
鎌倉孝幸後援会	事務所の所在地	熊本市花立3丁目15-25K・BLD内
川端祐樹後援会	会計責任者	熊本市花立3丁目15番25号K・BLD内 熊本市坪井6丁目21番20号 原田 雅博
九州電力労働組合政治活動委員会熊本支部	政治団体の名称	九州電力労働組合政治活動委員会熊本支部
工藤文範後援会	事務所の所在地	新九州電力労働組合政治活動委員会熊本支部 上益城郡山都町上差尾295
くまもと・新世紀をきづく県民の会	事務所の所在地	阿蘇郡蘇陽町大字上差尾492
熊本県浄化槽対策推進政治連盟	事務所の所在地	熊本市水前寺3-30-13 2-103号
熊本県電工政治連盟	会計責任者	熊本市上水前寺2-10-6 上益城郡嘉島町上仲間227-86 熊本市田井島3丁目9番18号 畠中 信雄
熊本県内航海連政治連盟	会計責任者	城戸 洋光
熊本県ビルメンテナンス政治連盟	代表者	木村 和久 志水 律子
熊本県水落敏栄後援会	会計責任者	林田 勇治 佐藤 國夫
くまもと生活者ネットワーク・熊本	代表者	横手 義治 古田 忠 三島 美枝
栗原秀子と共に住みよい御船町を子どもたちに手渡す会	事務所の所在地	江島 真弓 上益城郡御船町田代8405-454
栗原秀子と共に住みよい御船町を子どもたちに手渡す会	会計責任者	上益城郡御船町御船1033-2 坂本 めい子
柴垣正仁後援会	事務所の所在地	石田 絹代 熊本市榊山5丁目15-33
市政を考える女性の会	会計責任者	熊本市榊山3丁目20-17 2F 福田 京子
島田幾雄後援会	事務所の所在地	浄土 安美 熊本市黒髪2-4-10
自由民主党菊陽町支部	代表者	熊本市黒髪2-16-15 佐藤 竜巳
自由民主党熊本県熊本市第三支部	会計責任者	前村 公徳 川越 光則
自由民主党熊本県熊本市第十八支部	事務所の所在地	川越 貢男 熊本市黒髪2-4-10
		熊本市黒髪2-16-15

政治団体の名称	異動事項	新旧
自由民主党熊本県熊本市第二十支部	会計責任者 宮崎 澄夫	
自由民主党熊本県熊本市二十六支部	事務所の所在地 内村 静夫 熊本市小島 2 丁目 8 番 5 7 号 熊本市小島上町 3 2 3 - 1	
自由民主党湯前町支部	会計責任者 小川 一義	
主海いさお後援会	会計責任者 長田 公政	
中島たかとし後援会	政治団体の名称 宮崎 澄夫 中島たかとし後援会	
中松健児後援会	事務所の所在地 内村 静夫 熊本市京町 1 - 1 2 - 1 京町会館	
中松健児政治活動研究会	事務所の所在地 熊本市九品寺 1 - 1 1 - 4 教育会館 高教組内 熊本市京町 1 - 1 2 - 2 京町会館	
成松ゆきお後援会	会計責任者 熊本市九品寺 1 - 1 1 - 4 教育会館 高教組内 高野 都	
日本進歩政治連盟熊本県本部	会計責任者 高崎 信昭	
日本共産党熊本県委員会	会計責任者 横手 義治	
日本行政書士政治連盟熊本県支部	代表者 古田 忠 日高 伸哉	
濱田大造後援会	代表者 下城 正臣 加藤 誠一	
早田順一後援会	代表者 工藤 雄一郎	
早田順一後援会	代表者 奥田 良樹	
早田順一後援会	代表者 松本 雄一 山鹿市京方通 1 0 5 山鹿市大橋通 3 0 5	
東あつみ後援会	代表者 野中 昭三郎	
日和田敬子後援会	代表者 早田 允英	
ふくしま健一郎後援会	代表者 古田 清孝	
福村三男後援会	代表者 早田 悦子	
藤野敏昭後援会	代表者 菊池郡菊陽町新山 2 丁目 5 番 1 8 号 菊池郡菊陽町大字津久礼 3 2 2 2 番地	
前淵治後援会	代表者 熊本市西原 1 丁目 2 - 2 4 - 8 0 7 熊本市長嶺東 2 - 1 4 - 6 0 - 1 0 5	
松田三郎後援会	代表者 熊本市春日 7 - 2 9 - 1 2	
宮尾秀行後援会	代表者 八代市旭中央通 1 8 - 6 - 3 0 2	
迎 五男後援会	代表者 田崎 昌子 高木 俊郎	
	代表者 菊池市旭志小原 1 5 7	
	代表者 菊池市旭志小原 4 2 6	
	代表者 玉名郡和水町瀬川 3 3 1 7 玉名郡和水町前原 2 3 5	
	代表者 今濱 慶喜	
	代表者 那須 良孝	
	代表者 入江 政彰	
	代表者 元田 博文	
	代表者 迎 秋男	
	代表者 迎 栄太郎	

熊本県選挙管理委員会告示第 59 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成 20 年 4 月 18 日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 岩 尾 映 二

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	解散した年月日
江副一男後援会	合志市豊岡 2 0 5 3 番地 1 6	平成 19/12/23
川口正人後援会	球磨郡錦町大字西 3 6 0 6	平成 19/12/18
勲章会	熊本市保田 1 - 1 0 - 3 8	平成 19/12/30
巧友会	水俣市市渡瀬 1 8 4 - 1	平成 19/12/31
自由民主党熊本県熊本市第十三支部	熊本市岩山 5 - 1 5 - 2 9	平成 19/03/31
自由民主党熊本県自動車整備支部	熊本市東町 4 - 1 4 - 8 熊本県自動車整備振興会内	平成 20/03/28
自由民主党熊本県地域振興防災支部	熊本市本山町 1 1 9 番地 - 1 2	平成 19/12/31
杉本はるお後援会	人吉市瓦屋町 1 7 9 8 - 2	平成 19/05/01
高見せいら後援会	菊池市泗水町吉富 2 4 8 9 番地 1	平成 20/02/29
田中みづあき後援会	熊本市戸島 2 丁目 8 - 1 4	平成 19/11/30
那須正弘後援会	球磨郡水上村大字岩野 3 5 8 3 - 4	平成 19/07/30
日本共産党井形恭子後援会	荒尾市塚ヶ丘 3 - 1 0 - 4 - 7 0 9	平成 19/12/31
林田敏生後援会	鹿本郡植木町大字木留 7 8 0	平成 19/12/31
藤本たかひで後援会	山鹿市山鹿 4 1 9	平成 19/08/30
まちの未来を語る会	上益城郡益城町寺迫登立 7 6 0	平成 19/12/30
山下誠雄後援会	上益城郡御船町御船 9 7 2 番地 3	平成 19/12/25

熊本県選挙管理委員会告示第 60 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 2 項の規定による資金管理団体の指定の届出があったので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成 20 年 4 月 18 日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 岩 尾 映 二

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
大平 謙一 坂田 留義 福島 章之 増永 慎一郎	県議 町村長 県議 県議	大平 謙一 後援会 坂田 留義 後援会 福島 章之 後援会 ますなが 慎一郎 後援会	上益城郡益城町島田 9 6 0-1 下益城郡美里町大字坂裏 2 3 上益城郡益城町福高 7 6 2 番地 上益城郡御船町大字辺田見 3 8 6-1	大平 謙一 坂田 留義 福島 章之 増永 慎一郎

熊本県選挙管理委員会告示第 61 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 3 項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成 20 年 4 月 18 日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 岩 尾 映 二

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新旧
鎌倉 孝幸	知事	鎌倉孝幸後援会	事務所の所在地	熊本市坪井 6 丁目 2 1-2 0 熊本市花立 3 丁目 1 5-2 5 K・BLD 内
鎌倉 孝幸	知事	鎌倉孝幸後援会	事務所の所在地	熊本市花立 3 丁目 1 5-2 5 K・BLD 内
嶋田 幾雄	市議	嶋田幾雄後援会	事務所の所在地	熊本市坪井 6 丁目 2 1-2 0 熊本市黒髪 2-4-1 0
主海 偉佐雄	市議	主海いさお後援会	会計責任者	熊本市黒髪 2-1 6-1 5 宮崎澄夫 内村静夫
中島 隆利	衆議院選挙区	中島たかとし後援会	政治団体の名称	中島たかとし後援会
中松 健児	市議	中松健児政治活動研究会	事務所の所在地	中島たかとしを国政に送る会 熊本市京町 1-1 2-2 京町会館 熊本市九品寺 1-1 1-4 教育会館 高教組内
濱田 大造	県議	濱田大造後援会	会計責任者	奥田良樹 松本雄一
日和田 敬子	市議	日和田敬子後援会	事務所の所在地	熊本市西原 1 丁目 2-2 4-8 0 7 熊本市長嶺東 2 丁目 1 4-6 0-1 0 5
福嶋 健一郎	衆議院選挙区	ふくしま健一郎後援会	事務所の所在地	熊本市春日 7-2 9-1 2 八代市旭中央通 1 8-6-3 0 2
松田 三郎	県議	松田三郎後援会	会計責任者	今溝慶喜 那須良孝

熊本県選挙管理委員会告示第 62 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 3 項の規定による資金管理団体の取消の届出があったので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成 20 年 4 月 18 日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 岩 尾 映 二

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
山下 誠雄	町長	山下誠雄後援会	上益城郡御船町 9 7 2 番地 3	山下誠雄

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 4 月 18 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第 30 号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年熊本県人事委員会規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

別表本庁の表知事部局の項中「副総室長 政策調整監 地域政策監 環境政策監 廃棄物公共関与政策監 労働雇用政策監 農林水産政策監 営繕専門監」を「副総室長 副室長 環境政策監 廃棄物公共関与政策監 消費生活政策監 労働雇用政策監 農林水産政策監 農林水産技術管理監 営繕専門監」に、「各部（局）筆頭課の庶務担当の主幹又は係長」を「各部（局）筆頭課の総務担当の主幹」に、「人事課の主幹（庶務担当の主幹を除く。）、参事（人事、給与、服務又は職員団体の担当の参事に限る。）並びに主任主事及び主事（人事、給与、服務又は職員団体に関する事務を行う者に限る。）」を「人事課の主幹、参事、主任主事及び主事（いずれも人事、給与、服務又は職員団体に関する事務を行う者に限る。）」に、「私学文書課法制室の主幹及び参事」を「私学文書課法制・公益法人室の主幹及び参事（法制に関する事務を行う者に限る。）」に、「管財課の県庁舎管理担当の主幹又は係長」を「管財課の県庁舎管理担当の主幹」に改め、同表出納局の項中「出納局長」を「会計管理者 出納局長」に、「庶務担当の主幹又は参事」を「総務担当の主幹又は参事」に改め、同表教育委員会事務局の項中「教育政策課の主幹（人事、給与、服務、職員団体、争訟又は法規審査の担当の主幹に限る。）、参事（人事、給与、服務、職員団体、

争訟又は法規審査の担当の参事に限る。)並びに主任主事及び主事(人事、給与、サービス、職員団体又は争訟に関する事務を行う者に限る。)学校人事課の人事及びサービス担当の主幹、給与係長、参事(人事、給与又はサービス担当の参事に限る。)並びに主任主事及び主事(人事、給与又はサービスに関する事務を行う者に限る。)」を「教育政策課の主幹、参事、主任主事及び主事(いずれも人事、給与、サービス、職員団体、争訟又は法規審査に関する事務を行う者に限る。)」に改め、別表出先機関の表こころの医療センターの項及び消費生活センターの項を削り、同表技術短期大学校の項中「事務局長」を「事務局長 指導部長」に改め、同表産業開発青年隊訓練所の項を削り、同表県立学校の項中「校長 教頭」を「校長 教育審議員 教頭」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

平成 20 年 4 月 7 日熊本県公告第 244 号(農地保有合理化事業規程の変更承認)中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
6	43	和水町	和泉町